

女性活躍推進法に基づく

第2次安芸高田市特定事業主行動計画



令和3年3月
安芸高田市

女性活躍推進法に基づく第2次安芸高田市特定事業主行動計画

令和3年3月25日

安芸高田市長
安芸高田市議会議長
安芸高田市教育委員会
安芸高田市選挙管理委員会
安芸高田市代表監査委員
安芸高田市農業委員会
安芸高田市消防本部消防長
安芸高田市水道事業管理者

安芸高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。)第15条に基づき、安芸高田市長、安芸高田市議会議長、安芸高田市教育委員会、安芸高田市選挙管理委員会、安芸高田市代表監査委員、安芸高田市農業委員会、安芸高田市消防本部消防長、安芸高田市水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画です。

1、計画期間

本計画の期間は、令和3年3月25日から令和8年3月31日までの期間とします。

2、計画の推進体制

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況を把握し、幹部会議などにおいて点検・評価等について協議を行うこととします。

3、計画の公表

この計画と計画の進捗状況は、市のホームページに公表します。

行政職員・・・消防本部を除く市長部局等の職員(会計年度任用職員を除く。)

消防吏員・・・消防本部・消防署の職員(会計年度任用職員を除く。)

4、計画目標と具体的な行動内容

【計画目標①】

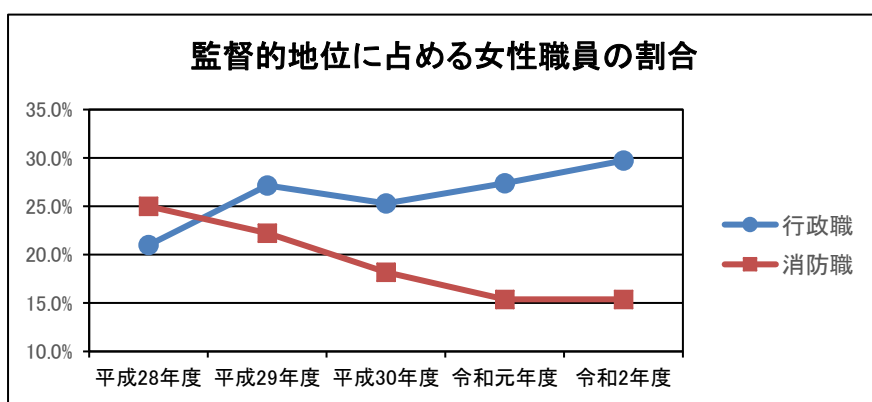
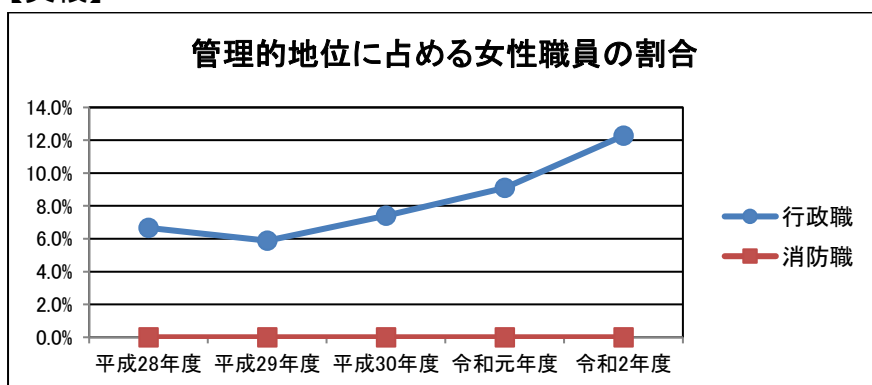
- ・管理的地位にある行政職員に占める女性職員の割合を 30%にします。
- ・監督的地位にある行政職員に占める女性職員の割合を 50%にします。

【行動内容】

○組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職及び監督職へ積極的な登用を図ります。

○女性職員が仕事と家庭を両立し、キャリア形成を促すことができる市独自の研修の実施や広島県自治総合研修センターへの研修に女性職員を積極的に派遣します。

【実績】



【計画目標②】

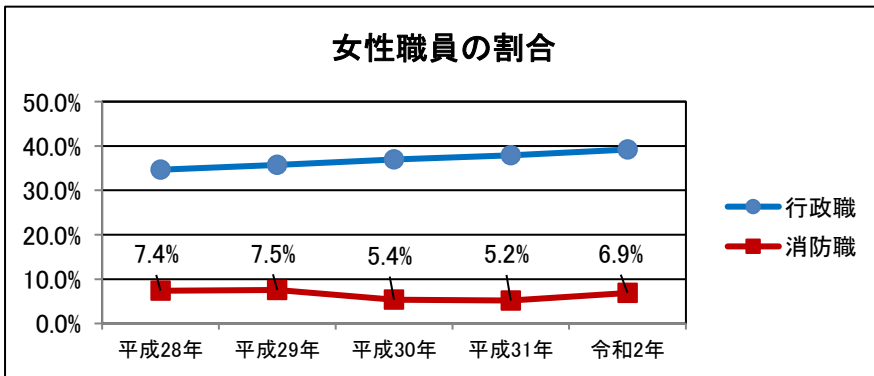
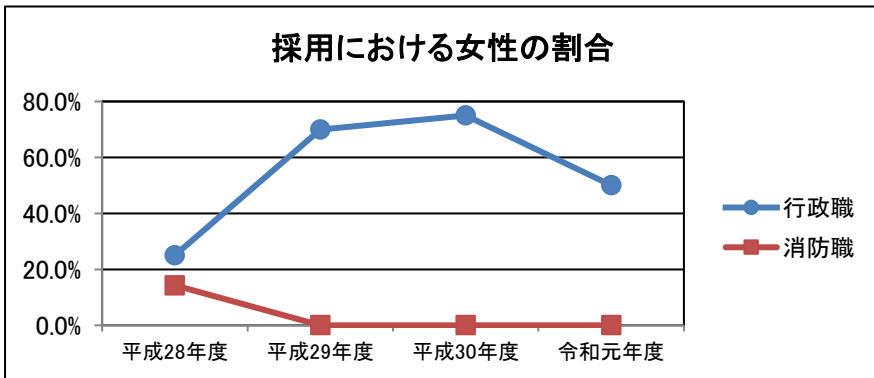
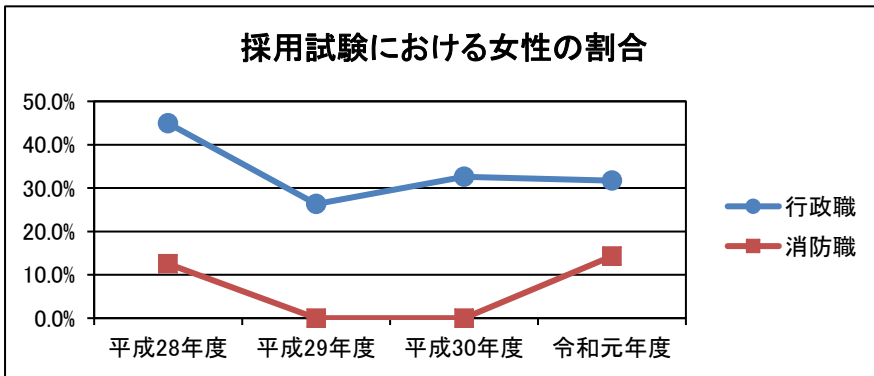
・消防吏員の女性の割合を8%にします。

【行動内容】

○消防吏員の採用試験における女性の割合を増加させるため、安芸高田市内高校にリクルートを積極的に行います。

○女性職員が働きやすい組織体制づくりを進めます。

【実績】



【計画目標③】

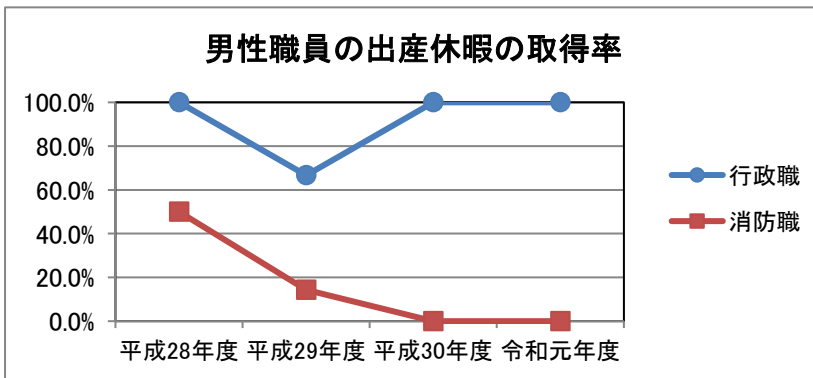
・男性職員の配偶者出産時における特別休暇の取得率を100%にします。

【行動内容】

○男性職員の出産・育児への参加を促進するため、出産を控えた配偶者がいる男性職員に、子育てに関する休暇制度や福利厚生制度を説明し、周知を図ります。

○休暇制度の趣旨と内容を理解して、安心して、気兼ねなく休暇が取得できるような職場の環境づくりを推進します。

【実績】



【計画目標④】

- ・年次有給休暇の取得率を 70%にします。
- ・夏季休暇・夏季厚生計画の取得率を 100%にします。

【行動内容】

- 計画的な年次有給休暇の取得をするよう、年次有給休暇の取得状況を把握し、取得しやすい職場環境づくりを進めます。
- 夏季の期間にワークライフバランス推進強化月間を設け、夏季休暇の3日連続取得や夏季の計画的な休暇の取得を進めます。

【実績】

